(2) 水象、水質(公共用水域・地下水)、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1) 水象

対象事業実施区域及びその周囲の主な河川及び流量観測地点を、図 4-2-1-10 に示す。 対象事業実施区域及びその周囲の主な河川は、多摩川水系の多摩川、平瀬川、二ヶ領本川、 三沢川、鶴見川水系の鶴見川、真福寺川、麻生川、早淵川、境川水系の境川及び相模川水系 の相模川、道志川、串川、中津川等があげられる。

多摩川は、山梨県北東部の笠取山にその源を発し、奥多摩湖で数多くの支川を集めて、神奈川県と東京都の境を流下し、東京湾に注いでいる、延長 138km、流域面積 1,240km²の一級河川である。

鶴見川は、東京都町田市丘陵地帯を水源とし、支川を集めながら横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる、延長42.5km、流域面積235km2の一級河川である。

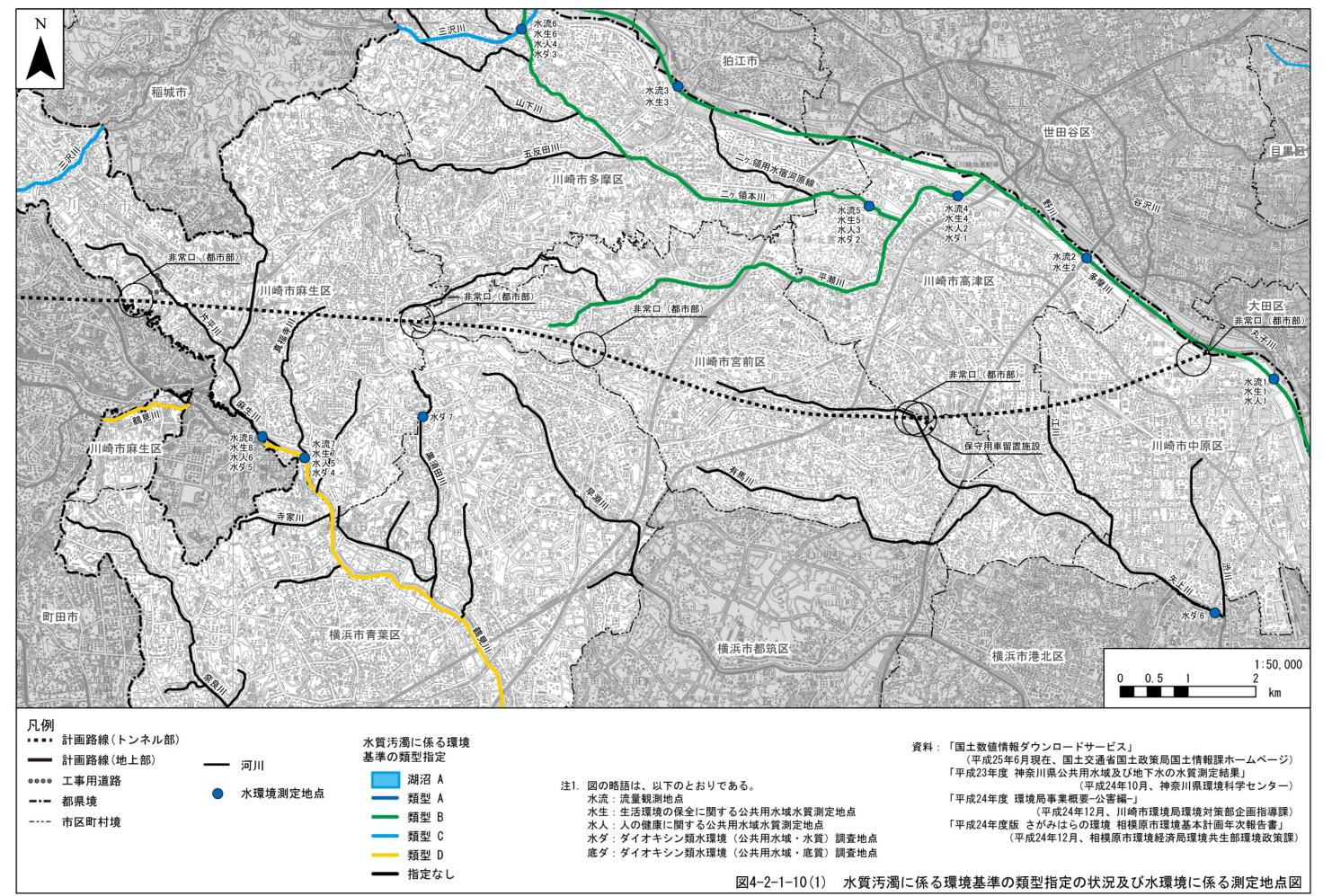
境川は、城山湖付近にその源を発し、都県境を南東に流れ、町田市南部から県内に入り込み、相模湾に注ぐ、延長 52.14km、流域面積 210.69km²の二級河川である。

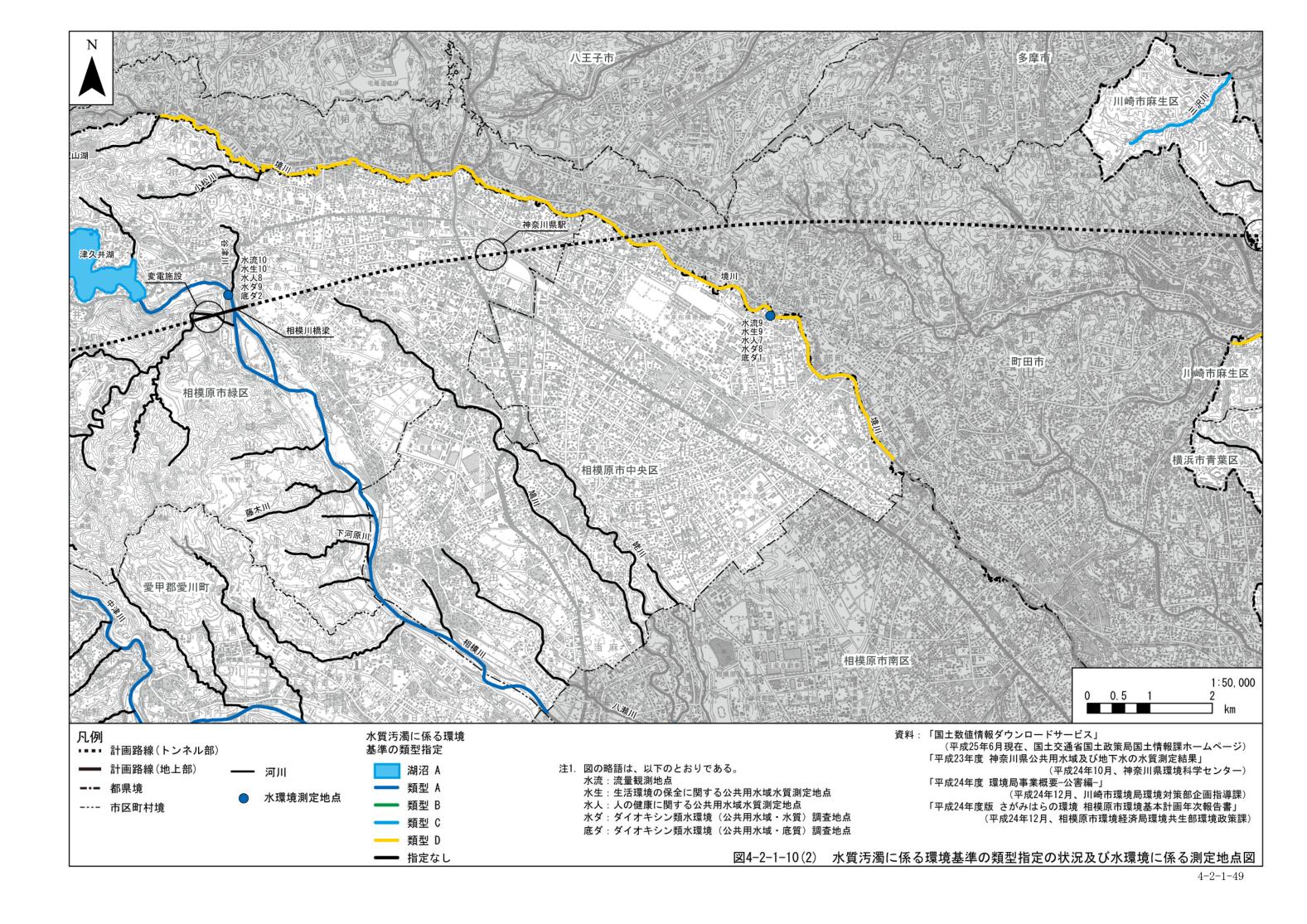
相模川は、水源を富士山麓とし、山梨県で数々の支川を集め甲州街道に沿って流下し、相模湖、津久井湖を経て相模平野を緩やかに流れ相模湾に注ぐ延長 109km、流域面積 1,680km²の一級河川である。

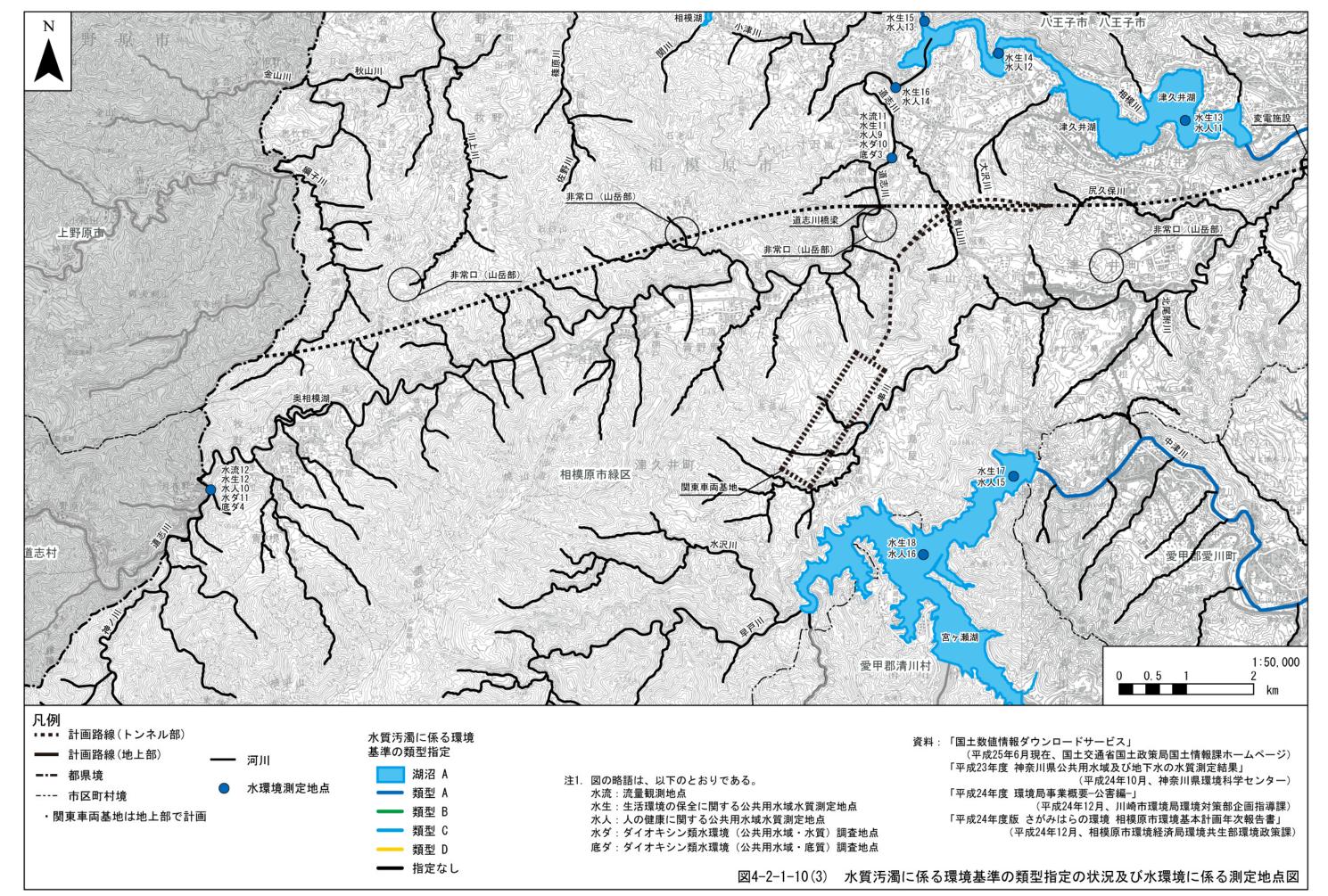
なお、対象事業実施区域及びその周囲の主な河川の流量観測結果を、表 4-2-1-38 に示す。

類型 流量 河川 No. 水系 地点名 区分 (平均値 m³/s) 田園調布取水堰 水流1 31.28 В 水流 2 多摩川 В 二子橋(第三京浜) 18.55 多摩水道橋 水流3 В 21.97 多摩川 水流 4 平瀬川 В 平瀬橋 (人道橋) 0.43 水流 5 ヶ領本川 В 堰前橋 0.58 水流 6 三沢川 C 一の橋 0.92 真福寺川 水車橋前 0.04 水流7 D 鶴見川 水流 8 麻生川 D 耕地橋 0.81 境川 水流 9 境川 D 常矢橋 0.41 相模川 相模川 41.27 水流 10 小倉橋 A 水流 11 相模川 弁天橋 6.32 Α 道志川 水流 12 (津久井湖) 両国橋 6.09 Α

表 4-2-1-38 流量観測結果 (平成 23 年度)







2) 水質(公共用水域・地下水)

対象事業実施区域及びその周囲の水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水質に係る測定地点は、図 4-2-1-10 に示すとおりである。

ア. 既存の測定結果

7) 公共用水域

対象事業実施区域及びその周囲の生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果を表 4-2-1-39 に、人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果を表 4-2-1-40 に、ダイオ キシン類水環境(公共用水域・水質)調査結果を表 4-2-1-41 に示す。

なお、化学的酸素要求量(COD)は、河川では環境基準が定められていないが、参考値として示している。

生活環境の保全に関する項目は、河川の生物化学的酸素要求量(BOD)、湖沼の化学的酸素要求量(COD)は全測定地点で環境基準を満たしているが、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質量(SS)、溶存酸素量(DO)及び大腸菌群数は、一部の地点で環境基準を満たしていない。

また、人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類は、全ての地点で環境基準を満たしている。

なお、平成23年度は、湖沼におけるダイオキシン類水環境の調査が実施されていない。

表 4-2-1-39(1) 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果(平成23年度)

					1 41 .			
No	•	水生1	水生2	水生3	水生4	水生 5	水生6	水生7
水	系			多層	怪川			鶴見川
河川	名		多摩川		平瀬川	二ヶ領本川	三沢川	真福寺川
類	型	В	В	В	В	В	С	D
測定	地点	田園調布 取水堰	二子橋 (第三京浜)	多摩水道 橋	平瀬橋 (人道橋)	堰前橋	一の橋	水車橋前
水素イオン濃度	年平均値	7.8	7. 7	7. 6	7. 9	8. 2	7. 6	8. 1
рH	最小~最大	7.5~8.5	7.5~8.7	7.4~7.8	7.4~8.2	7.3~9.3	7.1~8.4	7.5~9.3
溶存酸素量	年平均値	9.0	8.8	8.5	9. 1	10. 2	9. 3	10. 7
DO (mg/L)	最小~最大	5.9~12.0	5.6~12.2	6.4~10.0	5.2~12.1	6.9~14.6	4.8~12.9	4.2~18.3
生物化学的	年平均値	1.3	1. 2	1.3	1.6	1. 3	1. 4	1. 9
酸素要求量 BOD	最小~最大	0.3~2.8	0.4~2.1	0.6~2.2	0.5~4.4	0.6~2.6	0.6~3.4	0.7~4.3
(mg/L)	75%値	1.7	1.5	1.5	1.7	1.5	1.5	2.2
化学的	年平均値	3. 4	3. 6	3.8	2.6	3. 0	2. 7	3.8
酸素要求量 COD	最小~最大	2.4~4.3	2.7~4.7	2.7~4.7	1.8~4.3	2.2~4.7	2.0~3.7	2.8~6.2
(mg/L)	75%値	3. 7	4. 2	4.3	2. 9	3. 3	3. 0	4.0
浮遊物質量	年平均値	7	6	7	3	2	5	2
SS (mg/L)	最小~最大	1~25	1~20	1~23	<1∼9	<1∼7	1~15	<1∼8
大腸菌群数	年平均値	9. 9E+03	1. 5E+04	2. 1E+04	1. 5E+05	1.8E+04	2. 2E+04	2. 6E+04
(MPN/100mL)	最小~最大	7. 0E+02~ 2. 3E+04	1. 3E+03∼ 4. 9E+04	1. 3E+03∼ 7. 9E+04	2. 3E+03∼ 5. 4E+05	3. 3E+03∼ 7. 9E+04	7. 0E+03~ 7. 0E+04	4. 6E+03∼ 1. 3E+05

No	L	水生8	水生 9	水生 10	水生 11	水生 12
水灵		鶴見川	境川	相模川		<u> </u>
河川	名	麻生川	境川	相模川	道志川	道志川
類型	型	D	D	A	(A)	(A)
測定均	也点	耕地橋	常矢橋	小倉橋	弁天橋	両国橋
水素イオン濃度	年平均値	7. 3	8. 1	7.8	7.8	7.8
рН	最小~最大	7.0~7.5	7.6~9.2	7.6~8.1	7.7~7.9	7.6~8.2
溶存酸素量	年平均値	8.0	9. 7	10.8	10.6	10. 7
DO (mg/L)	最小~最大	5.6~10.5	6.1~14.6	8.7~12.7	8.4~13.0	8.4~13.2
生物化学的	年平均値	4. 5	2.0	1.3	0. 7	0.5
酸素要求量 BOD	最小~最大	2.0~11	0.7~5.2	0.5~3.6	0.2~1.5	0.2~0.8
(mg/L)	75%値	4.6	2.7	1.3	0. 7	0. 5
化学的	年平均値	6. 2	3.5	1.9	1. 4	0. 9
酸素要求量 COD	最小~最大	4.2~7.5	1.5~6.2	1.2~5.8	0.6~5.0	0.3~1.2
(mg/L)	75%値	6. 5	4.0	2.0	1. 6	1. 1
浮遊物質量	年平均値	3	3	9	5	2
SS (mg/L)	最小~最大	<1∼6	<1∼7	1~66	<1∼52	<1∼12
大腸菌群数	年平均値	3. 8E+04	4. 6E+04	1. 9E+03	1. 1E+03	1. 2E+03
(MPN/100mL)	最小~最大	1. 3E+03∼ 9. 4E+04	7. 9E+03~ 2. 4E+05	7. 0E+01~ 1. 4E+04	1. 7E+02∼ 2. 3E+03	2. 3E+02~ 4. 9E+03

注1.類型の()内は、流入先の本川の類型を示す。

注 2.75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べたときの 0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値で、この値で基準との比較を行う。 注 3.大腸菌群数の表記について、例えば「E+03」は「10 の 3 乗」を示す。

表 4-2-1-39(2) 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果(平成23年度)

No			水生 13			水生 14	
湖沼	名			津久井	‡湖		
類型	型		湖沼A			湖沼 A	
測定均			湖央部			名手橋	
IRI ALI	-E-W	上層	下層	全層	上層	下層	全層
水素イオン濃度	年平均値	8. 0	7. 6	7.8	8. 1	7.8	8. 0
рН	最小~最大	7.6~9.1	7.3~8.0	7.6~8.3	7.7~9.2	7.6~8.0	7.7~8.6
溶存酸素量 DO	年平均値	11.0	8.6	9.8	11.8	10.2	11. 1
(mg/L)	最小~最大	9.3~12.9	5.5~11.1	7.6~11.0	9.3~15.9	8.6~12.2	9.0~12.7
生物化学的	年平均値	1.6	0.8	1.2	2.0	0.9	1. 5
酸素要求量 BOD	最小~最大	0.4~4.9	0.2~2.5	0.3~2.7	0.3~5.2	0.3~2.3	0.4~2.8
(mg/L)	75%値	_	I	1.3	_	ı	1.8
化学的	年平均値	2. 0	1.6	1.8	2.3	1.7	2. 0
酸素要求量 COD	最小~最大	1.3~4.7	1.2~2.6	1.3~3.2	1.2~5.4	1.0~2.3	1.1~3.7
(mg/L)	75%値	_		2.0	_	ı	2. 2
浮遊物質量	年平均値	4	9	7	7	9	8
SS (mg/L)	最小~最大	1~8	2~34	2~20	2~37	2~35	2~36
大腸菌群数	年平均値	2.0E+02		2. 0E+02	8. 2E+02		8. 2E+02
(MPN/100mL)	最小~最大	8. 0E+00∼ 3. 3E+02	1	8. 0E+00∼ 3. 3E+02	1. 1E+01∼ 7. 0E+03	-	1. 1E+01∼ 7. 0E+03

No	No. 水生 15 水生 16						
湖沼	名			津久井			
類型	型		湖沼 A			湖沼 A	
測定均	北 占		沼本ダム			道志橋	
18176	-E-11/4	上層下層		全層	上層	下層	全層
水素イオン濃度	年平均値	7. 7	7.8	7.8	7. 9	7.8	7. 9
рН	最小~最大	7.6~7.9	$7.6 \sim 7.9$	7.6~7.9	7.6~8.3	7.6~8.3	7.6~8.3
溶存酸素量	年平均値	10. 2	9. 9	10. 1	10. 5	10.4	10. 5
DO (mg/L)	最小~最大	8.9~13.3	8.2~11.2	8.6~11.9	8.9~12.7	8.9~12.5	8.9~12.5
生物化学的	年平均値	1. 2	1.0	1. 1	0.9	0.8	0.9
酸素要求量 BOD	最小~最大	0.6~2.3	0.6~2.2	0.6~2.3	0.5~1.8	0.4~1.5	0.5~1.7
(mg/L)	75%値	_	I	1.2	_	ı	1. 0
化学的	年平均値	1.8	1.6	1. 7	1.5	1.5	1. 5
酸素要求量 COD	最小~最大	1.2~2.7	1.2~2.4	1.2~2.4	0.8~2.2	0.7~2.5	0.8~2.3
(mg/L)	75%値	_	I	2. 1	_	ı	1.8
浮遊物質量	年平均値	8	7	8	3	4	4
SS (mg/L)	最小~最大	3~44	2~39	3~42	<1∼18	1~15	1~17
大腸菌群数	年平均値	7. 6E+02	_	7. 6E+02	6. 5E+02	_	6. 5E+02
(MPN/100mL)	最小~最大	7. 0E+00∼ 3. 3E+03	_	7. 0E+00∼ 3. 3E+03	2. 0E+00∼ 2. 3E+03	_	2. 0E+00∼ 2. 3E+03

注1.75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べたときの0.75×n番目(nは日 間平均値のデータ数)のデータ値で、この値で基準との比較を行う。 注 2. 大腸菌群数の表記について、例えば「E+03」は「10 の 3 乗」を示す。

表 4-2-1-39(3) 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果(平成23年度)

No. 水生 17						水生 18	
湖沼	名			宮ヶ瀬	頁湖		
類	型		湖沼A			湖沼A	
測定	地点		ダムサイト			ダム中央	
		上層	下層	全層	上層	下層	全層
水素イオン濃度	年平均値	7. 7	7. 2	7. 5	7.8	7. 3	7.6
На	最小~最大	7.4~8.9	7.1~7.6	7.3~8.1	7.5~8.9	7.1~7.6	7.3~8.1
溶存酸素量	年平均値	10.0	7. 5	8.8	10. 0	7. 7	8.9
DO (mg/L)	最小~最大	9.0~11.7	5.2~9.7	7.3~10.4	8.8~11.6	5.0~9.8	7.3~10.5
生物化学的	年平均値	0. 5	0.2	0.4	0.5	0. 2	0.4
酸素要求量 BOD	最小~最大	0.2~1.1	0.1~0.5	0.2~0.7	0.1~1.3	<0.1∼0.4	0.2~0.9
(mg/L)	75%値		_	0.4	_	ı	0.4
化学的	年平均値	1. 4	1.0	1. 2	1.4	1.0	1.2
酸素要求量 COD	最小~最大	1.0~1.9	0.6~1.4	0.9~1.7	0.9~1.9	0.7~1.5	0.9~1.7
(mg/L)	75%値	_	_	1. 3	_		1. 3
浮遊物質量	年平均値	1	2	2	1	3	2
SS (mg/L)	最小~最大	<1∼2	<1∼4	<1∼3	<1∼2	<1∼8	<1∼5
大腸菌群数	年平均値	4. 6E+01	4. 5E+01	4. 5E+01	7. 6E+01	4. 1E+01	5. 9E+01
(MPN/100mL)	最小~最大	7. 8E+00~ 2. 4E+02	2. 0E+00∼ 1. 7E+02	4. 9E+00∼ 1. 4E+02	7. 8E+00~ 4. 9E+02	2. 0E+00∼ 1. 3E+02	4. 9E+00 ∼ 3. 1E+02

注 1.75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べたときの 0.75×n番目 (nは日間平均値のデータ数) のデータ値で、この値で基準との比較を行う。

注2.大腸菌群数の表記について、例えば「E+03」は「10の3乗」を示す。

表 4-2-1-40(1) 人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果(平成23年度)

No.

水人1 水人2 水人3 水人4 水人5

110.		八八工	/八八 2	水八つ	小八八日	水八日
水系			多層	怪川		鶴見川
河川名		多摩川	平瀬川	二ヶ領 本川	三沢川	真福寺川
測定地点		田園調布 取水堰	平瀬橋 (人道橋)	堰前橋	一の橋	水車橋前
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND
		<0.005				<0.005
鉛	mg/L		<0.005	<0.005	<0.005	
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	_	_	_	_	_
PCB	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.01	<0.01	<0.004	<0.004
	mg/L					
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	<0.0003	0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4. 7	2.8	3. 4	3. 2	1. 7
ふつ素		0.09	<0.08	<0.08	<0.08	
ほう素	mg/L	0.09	0.03	0.00	0. 02	0. 14 0. 02
はノ糸	mg/L	0.04	0.03	0.02	0.02	0.02
N		-t< 1 C	水人7	-l- l 0	-tc 1 0	水人 10
No.		水人6		水人8	水人 9	
水系		鶴見川	境川	相模川		津久井湖)
河川名		麻生川	境川	相模川	道志川	道志川
測定地点		耕地橋	常矢橋	小倉橋	弁天橋	両国橋
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L					
PCB		_	_	_	_	_
ジクロロメタン	mg/L	ND	_ _	<u> </u>	_	
	mg/L mg/L	ND <0.002		- - <0.002	_ 	- - <0.002
	mg/L	<0.002	- <0.002 <0.0002		- - <0.002	- - <0.002
四塩化炭素	mg/L mg/L	<0.002 <0.0002	<0.0002	<0.0002	- <0.002 <0.0002	<0.0002
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン	mg/L mg/L mg/L	<0.002 <0.0002 <0.0004	<0.0002 <0.0004	<0.0002 <0.0004	- <0.002 <0.0002 <0.0004	<0.0002 <0.0004
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン	mg/L mg/L mg/L mg/L	<0.002 <0.0002 <0.0004 <0.01	<0.0002 <0.0004 <0.01	<0.0002 <0.0004 <0.01	 <0.002 <0.0002 <0.0004 <0.01	<0.0002 <0.0004 <0.01
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	<0.002 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004	<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004	<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004		<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	<0.002 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005	<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005	<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005		<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	<0.002 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006	<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006	<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006		<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン	$\begin{array}{c} \text{mg/L} \\ \text{mg/L} \end{array}$	<0.002 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.002	<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.002	<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.002		<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.002
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	$\begin{array}{c} mg/L \\ mg/L \end{array}$	<pre><0.002 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.005 <0.0006 <0.0002 <0.0005</pre>	<pre><0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005</pre>	<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.002 <0.0005		<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.002 <0.0005
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン	$\begin{array}{c} \text{mg/L} \\ \text{mg/L} \end{array}$	<pre><0.002 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0005</pre>	<pre><0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002</pre>	<pre><0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0005</pre>		<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	$\begin{array}{c} mg/L \\ mg/L \end{array}$	<pre><0.002 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.005 <0.0006 <0.0002 <0.0005</pre>	<pre><0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005</pre>	<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.002 <0.0005		<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.002 <0.0005
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン	$\begin{array}{c} mg/L \\ mg/L \end{array}$	<pre><0.002 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0005</pre>	<pre><0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002</pre>	<pre><0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0005</pre>		<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0005
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン チウラム	$\begin{array}{c} mg/L \\ mg/L \end{array}$	<pre><0.002 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002 <0.0006</pre>	<pre><0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002 <0.0002 <0.0006</pre>	<pre><0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002 <0.0002 <0.0006</pre>		<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002 <0.0002
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	<pre><0.002 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002 <0.0006 <0.0002 <0.0006</pre>	<pre><0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002 <0.0002 <0.0006 <0.0002</pre>	<pre><0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002 <0.0006 <0.0002 <0.0006 <0.0002</pre>		<0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002 <0.0002 <0.0002 <0.0003
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	<pre><0.002 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002 <0.0006 <0.0002 <0.0003 <0.0003</pre>	<pre><0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002 <0.0006 <0.0003 <0.0003</pre>	<pre><0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002 <0.0006 <0.0002 <0.0003 <0.0003</pre>		<pre><0.0002 <0.0004 <0.0004 <0.001 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002 <0.0006 <0.0002 <0.0006 <0.0003 <0.0003</pre>
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	 <0.002 <0.0002 <0.0004 <0.004 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0002 <0.0006 <0.0003 <0.0002 <0.0003 <0.0002 <0.0001 	<pre><0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0005 <0.0002 <0.0006 <0.0003 <0.0003 <0.0002 <0.0003</pre>	 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.0005 <0.0006 <0.0005 <0.0002 <0.0002 <0.0003 <0.0002 <0.0003 <0.0002 <0.0001 		<pre><0.0002 <0.0004 <0.0004 <0.001 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0002 <0.0002 <0.0006 <0.0002 <0.0003 <0.0002 <0.0003 <0.0002 <0.0001</pre>
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	 <0.002 <0.0002 <0.0004 <0.004 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0002 <0.0003 <0.0002 <0.0003 <0.0002 <0.0002 <0.0002 <0.0003 <0.0002 <0.0001 <0.0002 	 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.0005 <0.0006 <0.0005 <0.0002 <0.0002 <0.0003 <0.002 <0.0003 <0.002 <0.0002 <0.0003 <0.002 <0.0002 	 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0002 <0.0003 <0.002 <0.0003 <0.002 <0.0001 <0.002 		<0.0002 <0.0004 <0.004 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0005 <0.0002 <0.0002 <0.0006 <0.0003 <0.0002 <0.0003 <0.0002 <0.0001 <0.0002
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	 <0.002 <0.0002 <0.0004 <0.004 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0002 <0.0003 <0.0003 <0.0002 <0.0001 <0.001 <0.002 <0.001 <0.002 <0.001 	 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.0005 <0.0006 <0.0005 <0.0002 <0.0002 <0.0003 <0.002 <0.0003 <0.002 <0.001 <0.002 <0.001 	 <0.0002 <0.0004 <0.01 <0.004 <0.0005 <0.0006 <0.0005 <0.0005 <0.0002 <0.0006 <0.0003 <0.0002 <0.001 <0.002 <1.0 		<0.0002 <0.0004 <0.004 <0.004 <0.0005 <0.0005 <0.0005 <0.0002 <0.0002 <0.0006 <0.0003 <0.0002 <0.0001 <0.002 <0.58

表 4-2-1-40(2) 人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果(平成23年度)

No.		水人 11	水人 12	水人 13	水人 14	水人 15	水人 16	
		水八11		井湖	小八 14	アスロー ボスロー ボスロー 宮ヶ瀬湖		
		348 A →17			米十 棒			
測定地点	/7	湖央部	名手橋	沼本ダム	道志橋	ダムサイト	ダム中央	
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	_	
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	_	
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	_	
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	_	
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	l	
アルキル水銀	mg/L	_	_	_	_	_		
PCB	mg/L	ND	_	ND	_	ND		
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	_	
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	_	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	=	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	=	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	=	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	_	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	_	
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	_	
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	=	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	=	
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	_	
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	_	
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	_	
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	_	
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.98	0.97	1.1	0.67	0.46	0.45	
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	=	
ほう素	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	_	
		VE-INI F		1 /			Same Lead Land	

資料:「平成23年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」 (平成24年10月、神奈川県環境科学センター)

表 4-2-1-41 ダイオキシン類水環境(公共用水域・水質:河川)調査結果(平成23年度)

(単位:pg-TEQ/L)

No.	水系	河川名	調査地点	調査結果	環境基準	試料採取日
水ダ 1		平瀬川	平瀬橋(人道橋)	0.056		H23. 10. 28
水ダ 2	多摩川	二ヶ領本川	堰前橋	0.062		H23. 10. 28
水ダ 3		三沢川	一の橋	0. 19		H23. 10. 28
水ダ 4		真福寺川	水車橋前	0.051		H23. 10. 28
水ダ 5	鶴見川	麻生川	耕地橋	0.065	1 TEO/I	H23. 10. 28
水ダ 6	能りたノロ	矢上川	日吉橋	0.054	1pg-TEQ/L 以下	H23. 10. 28
水ダ 7		黒須田川	市境	0. 18	N I	H23. 10. 28
水ダ 8	境川	境川	常矢橋	0. 12		H23. 8. 18, H24. 1. 26
水ダ 9		相模川	小倉橋	0.074		H23. 8. 18
水ダ 10	相模川	道志川	弁天橋	0.041		H23. 8. 19
水ダ 11		道志川	両国橋	0.033		H23. 8. 19

資料:「平成24年度環境局事業概要-公害編-」

(平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課) 「平成 24 年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」 (平成 24 年 12 月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課)

() 地下水

対象事業実施区域を含む周辺市区町村の人の健康の保護に関する地下水水質測定結果を、表 4-2-1-42 に示す。これによると、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンの達成率が川崎市高津区で88.9%、テトラクロロエチレン及び硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が川崎市宮前区で91.7%、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が相模原市中央区で90.9%となっているが、その他の項目は環境基準を満たしている。

また、ダイオキシン類地下水調査結果を、表 4-2-1-43 に示す。対象事業実施区域を含む周辺市区町村の全ての地点において環境基準を満たしている。

表 4-2-1-42 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果(平成23年度)

						JII	奇市						横羽	Ę市
地域	中原	原区	高海	車区	宮育		多馬	图图	麻生	巨区	小	計	青芽	赵
調査項目	環境基 準達成 率	調査 地点数	環境基 準達成 率	調査 地点数	環境基 準達成 率	調査 地点数	環境基 準達成 率	調査 地点数	環境基 準達成 率	調査 地点数	環境基 準達成 率	調査 地点数	環境基 準達成 率	調査 地点数
カドミウム	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-
全シアン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-
鉛	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12		2	100.0%	1	100.0%	32	-	-
六価クロム	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2		1	100.0%	32	-	-
砒素	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2		1	100.0%	32	-	-
総水銀	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	100.0%	8	100.0%		100.0%	12		2		1	100.0%	32	-	-
ジクロロメタン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12		2		1	100.0%	32	100.0%	2
四塩化炭素	100.0%	8	100.0%		100.0%	12		2		1	100.0%	32	100.0%	2
塩化ビニルモノマー	100.0%	8	88.9%	9	100.0%	12			100.0%	1	96.9%	32	-	-
1,2-ジクロロエタン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12		2	100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2
1,1-ジクロロエチレン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12		2	100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2
1,2-ジクロロエチレン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12			100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2
1,1,1-トリクロロエタン	100.0%	8	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	1	,-	32	100.0%	2
1,1,2-トリクロロエタン	100.0%	8	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2
トリクロロエチレン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12		2		1	100.0%	32	100.0%	2
テトラクロロエチレン	100.0%	8	100.0%	9	91.7%	12		2	100.0%	1	96.9%	32	100.0%	2
1, 3-ジクロロプロペン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12		2		1	100.0%	32	100.0%	2
チウラム	100.0%	8	100.0%		100.0%	12		2		1	100.0%	32	-	-
シマジン	100.0%	8	100.0%		100.0%	12		2		1	100.0%	32	-	-
チオベンカルブ	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12		2	100.0%	1	100.0%	32	-	-
ベンゼン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12		2	100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2
セレン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12		2		1	100.0%	32	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	100.0%	8	100.0%	9	91.7%	12		2		1	96.9%	32	-	_
ふっ素	100.0%	8	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	1	100.0%	32	-	_
ほう素	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12		2	100.0%	1	100.0%	32	-	-
1,4-ジオキサン	100.0%	8	88.9%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	96.9%	32	-	-

			相模				愛川町 清川村			11++	Δ.	合計	
地域	中乡	・区	緑	区	小	計	3	ılml		ሀተን		ĒΙ	
調査項目	環境基 準達成 率	調査 地点数											
カドミウム	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
全シアン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
鉛	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%		100.0%	9	100.0%	73	
六価クロム	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
砒素	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%		100.0%	9	100.0%	73	
総水銀	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB	100.0%	11	100.0%	19			100.0%		100.0%	9	100.0%	73	
ジクロロメタン	100.0%	11	100.0%	19			100.0%		100.0%	9	100.0%	73	
四塩化炭素	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30			100.0%	9	100.0%	73	
塩化ビニルモノマー	100.0%	11	100.0%	19		30			100.0%	9	98.6%	73	
1,2-ジクロロエタン	100.0%	11	100.0%	19		30			100.0%	9	100.0%	73	
1,1-ジクロロエチレン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
1,2-ジクロロエチレン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
1,1,1-トリクロロエタン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%		100.0%	9	100.0%	73	
1,1,2-トリクロロエタン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
トリクロロエチレン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
テトラクロロエチレン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	98.6%	73	
1,3-ジクロロプロペン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
チウラム	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%		100.0%	9	100.0%	73	
シマジン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
チオベンカルブ	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
ベンゼン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
セレン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	90.9%	11	100.0%	19	94. 7%	30	100.0%	2	100.0%	9	97.3%	73	
ふっ素	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
ほう素	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73	
1,4-ジオキサン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%		100.0%		100.0%	9	98.6%	73	

注1.調査地点数は、メッシュ調査、定点調査の合計地点数である。

表 4-2-1-43 ダイオキシン類地下水調査結果 (平成 23 年度)

(単位:pg-TEQ/L)

地	域	測定地点	調査結果	環境基準	試料採取日
	中原区	井田三舞町	0.041		
	中原区	中丸子	0.025		H23. 6. 24
	高津区	宇奈根	0.024		п23. 0. 24
	宮前区	東有馬	0.022		
川崎市	多摩区	菅仙谷	0.027		
	麻生区 古	王禅寺	0.031	1pg-TEQ/L 以下	
		古沢	0.021		H23. 6. 28
		黒川	0.031		
		岡上	0.024		
		下九沢	0.031		H23. 8. 23
相模原市		城山	0.032		п23. 8. 23
	緑区	長竹	0.12		
		寸沢嵐	0.029		H23. 8. 19
		澤井	0.033		

資料:「平成24年度環境局事業概要-公害編-」

(平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課) 「平成24年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」 (平成24年12月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課)

イ、水質汚濁に係る環境基準等

水質汚濁に係る環境基準を、表 4-2-1-44~表 4-2-1-48 に示す。

また、水質汚濁防止法に基づく排水基準等を表 4-2-1-49~表 4-2-1-50 に、条例に基づく排水の規制基準を表 4-2-1-51~表 4-2-1-53 に示す。

表 4-2-1-44 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

(昭和46年環境庁告示第59号)

項目 基準 水素イオ 生物化学 利用目的の適応性 浮遊物質量 溶存酸素量 ン濃度 的酸素要 大腸菌群数 (SS) (D0)類型 求量(BOD) (pH) 水道1級 6.5以上 $1 {\rm mg}/L$ 25 mg/L7.5mg/L 50MPN/100mL AA 自然環境保全及びA以下の欄 8.5以下 以下 以下 以上 以下 に掲げるもの 水道2級 1,000MPN/100mL 水産1級 6.5以上 2mg/L 25 mg/L7.5 mg/LΑ 水浴及びB以下の欄に掲げる 8.5以下 以下 以下 以上 以下 もの 水道3級 6.5以上 3mg/L25 mg/L5mg/L 5,000MPN/100mL В 水産2級 8.5 以下 以下 以下 以上 以下 及びC以下の欄に掲げるもの 水産3級 6.5以上 5 mg/L5 mg/L50 mg/L工業用水1級及びD以下の欄 C 8.5以下 以下 以下 以上 に掲げるもの 工業用水2級 6.0以上 8mg/L 100 mg/L2mg/L D 農業用水及びEの欄に掲げる 8.5以下 以下 以下 以上 ごみ等の浮 工業用水3級 6.0以上 10 mg/L2mg/L Е 遊が認めら 以上 環境保全 8.5以下 以下 れないこと

注1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3. 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 注4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄化操作を行うもの 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

注5. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ.		
項目		基 準 値
	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛
類型		
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下

表 4-2-1-45(1) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

(昭和46年環境庁告示第59号)

P

<i>/</i> .				++ >//- /-		
項目				基 準 値	•	
類型	利用目的の適応性	水素イオ ン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
В	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	_
С	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-

注1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3. 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用注4.工業用水1級:沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 注5.環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ.

項目		基道	単 値
類型	水生生物の生息状況の適応性	全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L以下
П	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0. 2mg/L 以下	0.01mg/L以下
Ш	水道3種(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げる もの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

注1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄

水操作を行うものをいう。)

注3. 水産1級: サケ科魚類及びアユ等の水域の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2級:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等の水産生物用

注4. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 4-2-1-45(2) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

ツ・		
項目		基 準 値
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛
類至		
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

表 4-2-1-46(1) 水質汚濁に係る環境基準(河川)の類型指定の状況

類型	利用目的の適応性	水域名(範囲)
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	_
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	相模川中流(城山ダムから寒川取水堰まで) 中津川(宮ヶ瀬ダム下流端から下流の区域)
В	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	多摩川中・下流(拝島橋より下流) 平瀬川(全域) 二ヶ領本川(全域)
С	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	三沢川(全域)
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	鶴見川上流(鳥山川合流点より上流) 境川(柏尾川合流点より上流(柏尾川を除く。)の区 域)
Е	工業用水 3 級環境保全	-

注1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3. 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用 注4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 注5. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 4-2-1-46(2) 水質汚濁に係る環境基準(湖沼)の類型指定の状況

類型	利用目的の適応性	水域名(範囲)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	_
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	相模ダム貯水池(相模湖)(全域) 城山ダム貯水池(津久井湖)(全域) 宮ヶ瀬湖(宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域)
В	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	_
С	工業用水2級環境保全	_

注1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3. 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用注4.工業用水1級:沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 注5. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 4-2-1-47 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号) (平成9年環境庁告示第10号)

	(平成 9 干块児川 古小弟 10 万)
項目	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	- 仮出されないこと 0.01mg/L 以下	- 仮用されないこと 0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
砒素	0.03mg/L 以下 0.01mg/L 以下	0.03mg/L以下 0.01mg/L以下
総水銀	0.01mg/L以下 0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	-	0.04mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	_
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L以下
ン・ サ光はいた即式46は1.4gg	よか) 人、マ、ルボッサ※	

注1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 注2. 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表 4-2-1-48 ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質を除く)に係る環境基準

(平成11年環境庁告示第68号)

媒体	基準値		
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下		

表 4-2-1-49 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(昭和46年総理府令第35号)

有害物質

有古物貝	北京阳本
有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0. 1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メ	1mg/L
チルジメトン及びEPNに限る。)	
鉛及びその化合物	0. 1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0. 3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0. 2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1.0mg/L
シスー1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0. 2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
はるませびたのルク畑	10mg/L (海域以外)
ほう素及びその化合物	230mg/L (海域)
とっまながなのルム畑	8mg/L (海域以外)
ふっ素及びその化合物	15mg/L (海域)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及	100mg/L (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸
び硝酸化合物	性窒素)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下

注1. 「検出されないこと」とは、定量下限を下回ることをいう。

有害物質以外の項目

有音物質以外が現日	
項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下(海域以外の公共用水域に排出されるもの) 5.0以上9.0以下(海域に排出されるもの)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120) mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120) mg/L
浮遊物質量 (SS)	200 (日間平均150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含 有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm³
窒素含有量	120 (日間平均60) mg/L
燐含有量	16 (日間平均8) mg/L

表 4-2-1-50 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(昭和46年神奈川県条例第52号)

有害物質

11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		許容限度					
ナまいたの任誓		甲水域			T. 7 K) / G L L		
有害物質の種類	水質保全湖沼等	水質保全湖沼	等以外の水域	乙水域及び海域			
	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
カドミウム及びその化	検出されない	検出されない	0.05mg/L	_	_		
合物	こと。	こと。	0. Ooliig/ L				
シアン化合物	0.5mg/L	_	0.5mg/L	_	_		
有機燐化合物(パラチ							
オン、メチルパラチオ	検出されない	検出されない	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L		
ン、メチルジメトン及	こと。	こと。	U. Zilig/ L	U. Zilig/ L	0. Zilig/ L		
びEPNに限る。)							
鉛及びその化合物	0.05mg/L	0.05mg/L	_	_	_		
六価クロム化合物	0.05mg/L	0.05mg/L	_	1	_		
砒素及びその化合物	0.01mg/L	0.01mg/L	_		_		
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L	0.8mg/L	_		_		

右宝物質以外の物質

有 舌物質以外の物質									
		許容限度							
		甲ス	k域						
項目	水質保金	è 湖沼等	水質保全 以外の		乙7.	乙水域		海域	
	新設の 場合	新設以外 の場合	新設の 場合	新設以外 の場合	新設の 場合	新設以外 の場合	新設の 場合	新設以外 の場合	
水素イオン濃度(pH)		_			_	_	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/L (3mg/L)	20mg/L (15mg/L)	15mg/L (10mg/L)	25 mg/L $(20 mg/L)$	25mg/L (20mg/L)	60mg/L (50mg/L)	_	_	
化学的酸素要求量(COD)	5mg/L (3mg/L)	20mg/L (15mg/L)	15mg/L (10mg/L)	25 mg/L $(20 mg/L)$	25 mg/L $(20 mg/L)$	60mg/L (50mg/L)	25 mg/L $(20 mg/L)$	60mg/L (50mg/L)	
浮遊物質量 (SS)	15mg/L (5mg/L)	50mg/L (35mg/L)	35 mg/L $(20 mg/L)$	70mg/L (40mg/L)	70mg/L (40mg/L)	90mg/L (70mg/L)	70mg/L (40mg/L)	90mg/L (70mg/L)	
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(鉱油類含有量)	3mg/L	3mg/L	3mg/L	_	_	_	_	_	
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(動植物油脂類 含有量)	3mg/L	3mg/L	3mg/L	5mg/L	5mg/L	10mg/L	5mg/L	10mg/L	
フェノール類含有量		0.005 mg/L	0.005 mg/L	0.05mg/L	0.5 mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5 mg/L	
銅含有量	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	_	1mg/L	_	
亜鉛含有量	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	3mg/L	1mg/L	3mg/L	
溶解性鉄含有量	0.3 mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	1mg/L	3mg/L	_	3mg/L	_	
溶解性マンガン含有量	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1 mg/L	
クロム含有量	_	0.1mg/L	0.1mg/L	1mg/L	_	_	_	_	
大腸菌群数	1,000 個/cm³	_	_	ı	_	_	_	_	

- 注1.「甲水域」とは、次に掲げる河川(その支派川を含む)及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。
 - (1)千歳川 (アゲジ沢との合流点から上流の区域)、(2)新崎川 (東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域)、(3)早川、(4)酒匂川 (飯泉取水堰から上流の区域)、(5)金目川 (土屋橋の上流端から上流の区域)、

 - (6)相模川 (寒川取水堰から上流の区域)
- 注2.「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。
- 注3.「水質保全湖沼等」とは、次に掲げる湖沼並びに河川 (その支派川を含む) 及び水路の水域をいう。 (1) 芦ノ湖、(2) 丹沢湖 (三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。)、(3) 相模湖 (相模ダム上流端から上流の滞水域 をいう。)、(4)津久井湖(城山ダム上流端から上流の滞水域をいう。)、(5)奥相模湖(道志ダム上流端から上流の滞 水域をいう。)、(6)宮ケ瀬湖(宮ケ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。)、(7)前各号の湖沼に接続し、流入する 河川及び水路
- 注4. () の数値及び大腸菌群数の数値は、日間平均を示す。

表 4-2-1-51(1) 条例に基づく事業所に係る排水の規制基準(神奈川県)

(神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則)

排水指定物質

JAN TALE WAS			許	容限度		
		甲	乙水域及	小於海上		
	水質保		水質保全湖流	習以外の水域	乙水吸及	
	新設の	新設以外	新設の	新設以外	新設の	新設以外
カドミウム及びその化合物	場合	の場合 検出されないこと。	場合検出されないこと。	の場合	場合	の場合
シアン化合物	_	1	使出されないこと。	0.05mg/L	0. 1mg/L	0. 1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、	_	0.5mg/L	_	0.5mg/L	1mg/L	1mg/L
日候解化合物(ハファオン、 メチルパラチオン、メチルジ メトン及びEPNに限る。)	_	検出されないこと。	検出されないこと。	0.2mg/L	0.2 mg/L	0.2mg/L
鉛及びその化合物	_	0.05mg/L	0.05mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
六価クロム化合物	_	0.05mg/L	0.05mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
砒素及びその化合物	_	0.01mg/L	0.01mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他 の水銀化合物	_	0.005mg/L	0.005mg/L	0.005mg/L	0.005mg/L	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	_	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。
ポリ塩化ビニフェル	_	0.003mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L
トリクロロエチレン	_	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	_	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
ジクロロメタン	_	0. 2mg/L	0. 2mg/L	0. 2mg/L	0. 2mg/L	0. 2mg/L
四塩化炭素	_	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	_	0.04mg/L	0.04mg/L	0.04mg/L	0.04mg/L	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	-	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L
シスー1,2ージクロロエチレン	_	0.4mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	_	3mg/L	3mg/L	3mg/L	3mg/L	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	_	0.06 mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	_	0.02 mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
チウラム	_	0.06 mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L
シマジン	_	$0.03 \mathrm{mg/L}$	0.03mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L
チオベンカルブ	_	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
ベンゼン	_	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
セレン及びその化合物	_	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	_	10 mg/L	10mg/L	10mg/L	10mg/L (乙水域) 230 mg/L (海域)	10mg/L (乙水域) 230 mg/L (海域
ふっ素及びその化合物	_	0.8mg/L	0.8mg/L	8mg/L	8 mg/L (乙水域) 15mg/L (海域)	8 mg/L (乙水域 15mg/L (海域)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。)	-	100mg/L (アンモニア性窒 素×0.4+亜硝酸 性窒素+硝酸性窒 素)	100mg/L (アンモニア性窒 素×0.4+亜硝酸性 窒素+硝酸性窒素)	100mg/L (アンモニア性窒 素×0.4+亜硝酸 性窒素+硝酸性窒 素)	100mg/L (アンモニア性窒素 ×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)	100mg/L (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性 窒素+硝酸性窒素)
フェノール類	0.005mg/L	0.005mg/L	0.005 mg/L	0.05 mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
銅及びその化合物	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	3mg/L
亜鉛及びその化合物	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	3mg/L
鉄及びその化合物 (溶解性の ものに限る。)	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	1mg/L	3mg/L	10mg/L
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L
クロム及びその化合物		0.1mg/L	0.1mg/L	1mg/L	2mg/L	2mg/L
ニッケル及びその化合物	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L

表 4-2-1-51(2) 条例に基づく事業所に係る排水の規制基準(神奈川県)

(神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則)

生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量

上四门 1 的欧小文小主(门 1 的欧小文小主(门 200 英主							
	許容限度						
区分		甲ュ	k域		7 44.1 ×	7 7 1/2 1-1-	
	水質保全湖沼 水質保全湖沼以外の水域			ム水域が	及び海域		
項目	新設の 場合	新設以外 の場合	新設の 場合	新設以外 の場合	新設の 場合	新設以外 の場合	
生物化学的酸素要求量(BOD)	5mg/L	20mg/L	15mg/L	$25 \mathrm{mg/L}$	$25 \mathrm{mg/L}$	60mg/L	
化学的酸素要求量 (COD)	5mg/L	20mg/L	15mg/L	$25 \mathrm{mg/L}$	25mg/L	60mg/L	
浮遊物質量 (SS)	15mg/L	50mg/L	35mg/L	70mg/L	70mg/L	90mg/L	

水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観、臭気

				3/11 / T F9U1 /	** *		
区分	許容限度						
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		甲ュ	k域		乙水域及び海域		
	水質保	全湖沼	水質保全湖浴	召以外の水域			
項目	新設の	新設以外	新設の	新設以外	新設の	新設以外	
19日	場合	の場合	場合	の場合	場合	の場合	
よまりよい準度 (II)	5.8以上	5.8以上	5.8以上	5.8以上	5.8以上	5.8以上	
水素イオン濃度(pH)	8.6以下	8.6以下	8.6以下	8.6以下	8.6以下	8.6以下	
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(鉱油類含有量)	3mg/L	3mg/L	3mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(動植物油脂類含有 量)		3mg/L	3mg/L	5mg/L	5mg/L	10mg/L	
十里带形粉	1,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
大腸菌群数	個/cm³	個/cm³	個/cm³	個/cm³	個/cm³	個/cm ³	
受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させる				と増加させる。	ような色又は		
外観	濁りがないこと。						
臭気	受け入れるか	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。					

- 注1.「甲水域」とは、以下に掲げる水域とする。このうち、(1)及び(2)を「水質保全湖沼」という。
 - (1)次に掲げる湖沼
 - ア. 芦ノ湖
 - イ. 丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
 - ウ. 相模湖(相模ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
 - エ. 津久井湖(城山ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
 - オ. 奥相模湖(道志ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
 - カ. 宮ケ瀬湖(宮ケ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
 - (2)上記の湖沼に接続して流入する河川及び水路
 - (3)次に掲げる河川 (接続して流入する支派川及び水路を含む。)
 - ア. 千歳川 (アゲジ沢との合流点から上流の区域)
 - イ. 新崎川 (東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域)
 - ウ. 早川
 - エ. 酒匂川 (飯泉取水堰から上流の区域)
 - オ. 金目川(土屋橋の上流端から上流の区域)
 - カ. 相模川 (寒川取水堰から上流の区域)
- 注2.「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。

表 4-2-1-52 条例に基づく事業所に係る排水の規制基準 (川崎市)

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則)

排水指定物質

	許容限度		
排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場 合	
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	
シアン化合物	1mg/L	1mg/L	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.2mg/L	0.2mg/L	
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	
六価クロム化合物	0.5mg/L	0.5mg/L	
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.005mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	
PCB	0.003mg/L	0.003mg/L	
トリクロロエチレン	0.3mg/L	0.3mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0. 4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0. 2mg/L	0. 2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	
ほう素及びその化合物	10mg/L (海域以外) 230mg/L (海域)	10mg/L (海域以外) 230mg/L (海域)	
ふっ素及びその化合物	8mg/L (海域以外)	8mg/L (海域以外)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸	15mg/L (海域) 100mg/L (アンモニア性窒素×0.4	15mg/L (海域) 100mg/L (アンモニア性窒素×0.4	
化合物及び硝酸化合物	+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)	+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.5mg/L	
ダイオキシン類	10pg/L	10pg/L	
フェノール類	0.5mg/L	0.5mg/L	
銅及びその化合物	lmg/L	3mg/L	
亜鉛及びその化合物	1mg/L	2mg/L	
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)	3mg/L	10mg/L	
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)	lmg/L	1mg/L	
クロム及びその化合物	2mg/L	2mg/L	
ニッケル及びその化合物	1mg/L	1mg/L	

水の汚染状態を示す項目

水の汚染状態を示す項目				
項目	許容限度			
項目	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合		
生物化学的酸素要求量(BOD)	25mg/L	60mg/L		
化学的酸素要求量(COD)	25mg/L	60mg/L		
浮遊物質量(SS)	70mg/L	90mg/L		
水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含	5mg/L	5mg/L		
有量)	Slilg/ L	Jilig/ L		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物	5mg/L	10mg/L		
油脂類含有量)	3.	ó		
大腸菌群数	3,000個/cm ³	3,000個/cm³		
臭気	受入れる水に臭気を帯びさせる	ようなものを含んでいないこと。		
色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以	下とし、かつ、当該排水を蒸留水		
巴行朱及	で1対1に希釈した状態で8度以下	、 とする。		
温度	排水の水温は38度以下とし、か	つ、当該排水を放流する水域の水		
(皿/文	温を10度以上超えないものとす	る。		

表 4-2-1-53 条例に基づく事業所に係る排水の規制基準 (横浜市)

(横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則)

排水指定物質

物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0. 1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0. 2mg/L
鉛及びその化合物	0. 1mg/L
六価クロム化合物	0. 5mg/L
砒素及びその化合物	0. 1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0. 3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0. 2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シスー1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L (海域以外) 230mg/L (海域)
ふっ素及びその化合物	8mg/L (海域以外) 15mg/L (海域)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物	100mg/L (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性
及び硝酸化合物	室素)
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L
フェノール類	0.5mg/L
銅及びその化合物	1mg/L (新設以外は3mg/L)
亜鉛及びその化合物	1mg/L (新設以外は2mg/L)
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)	3mg/L (新設以外は10mg/L)
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)	1mg/L
ニッケル及びその化合物	1mg/L
クロム及びその化合物	2mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量

佰 日	許容限度		
項目	新設の場合	新設以外の場合	
生物化学的酸素要求量(BOD)	25mg/L	60mg/L	
化学的酸素要求量 (COD)	25mg/L	60mg/L	
浮遊物質量(SS)	70mg/L	90mg/L	

水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観、臭気

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		> 		
項目	許容限度			
(大) [[] [] [] [] [] [] [] [] []	新設の場合	新設以外の場合		
水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L	5mg/L		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	5mg/L	10mg/L		
大腸菌群数	3,000個/cm ³	3,000個/cm ³		
外観	加させるような色又は濁りが			
臭気	受入れる水に臭気を帯びさせ こと。	るようなものを含んでいない		

ウ. 苦情

神奈川県の水質汚濁に係る発生源別苦情受理の状況を、表 4-2-1-54 に示す。

苦情件数は 182 件であり、「不明(会社・事業所以外)」に起因するものが 107 件と最も多く、次いで「建設業」が 21 件、「サービス業(他に分類されないもの)」が 14 件となっている。

表 4-2-1-54 水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数(平成23年度)

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	2
建設業	21
製造業	11
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	4
卸売・小売業	3
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	2
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業 (他に分類されないもの)	14
公務 (他に分類されないもの)	3
分類不能の産業	0
個人 (会社・事業所以外)	9
その他(会社・事業所以外)	6
不明(会社・事業所以外)	107
合 計	182

資料:「政府統計の総合窓口 平成23年度公害苦情調査」

(平成25年6月現在、独立行政法人統計センターホームページ)

3) 水底の底質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類水環境(公共用水域・底質)調査地点は図 4-2-1-10 に示すとおりである。また、調査結果を表 4-2-1-55 に示す。

全ての地点において、環境基準を満たしている。

表 4-2-1-55 ダイオキシン類水環境(公共用水域・河川:底質)調査結果(平成23年度)

(単位:pg-TEQ/g)

No.	水系	河川名	測定地点	調査結果	環境基準	試料採取日
底ダ1	境川	境川	常矢橋	2.0		H23. 8. 18
底ダ 2		相模川	小倉橋	1.3	150 以下	H23. 8. 18
底ダ3	相模川	道志川	弁天橋	0. 52	190 以上	H23. 8. 19
底ダ 4		道志川	両国橋	0. 12		H23. 8. 19

資料: 「平成24年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」 (平成24年12月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課)

イ、水底の底質に係る環境基準等

水底の底質に係る環境基準等を、表 4-2-1-56~表 4-2-1-57 に示す。

表 4-2-1-56 ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質)に係る環境基準

(平成14年環境省告示第46号)

媒体	基準値
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

表 4-2-1-57 底質の処理・処分等に関する指針に係る監視基準値

(平成14年環水管第211号)

	(/5/11 /5/3 1 /5/3 3 /5
項目	基準値
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。

注1.「底質の処理・処分等に関する指針について」(平成14年環水管第211号)において、「対策対象物質については、原則として環境基準値を監視基準値とするが、工事着手前において既に当該環境基準値を超えている水域については現状水質を悪化させないことを旨として別に定めるものとする。」とあることから、環境基準値を掲載した。

4) 水資源

対象事業実施区域及びその周囲における内水面漁業権の設定状況を、図 4-2-1-11 及び表 4-2-1-58 に示す。

また、対象事業実施区域を含む周辺市町村の水源の分布状況を、表 4-2-1-59 に示す。

表 4-2-1-58 内水面漁業権

免許番号	漁業権者	漁場区域 (主な河川)	漁業名称	漁業時期	存続期間
内共第 12 号 (東京都)	川崎河川漁業協同組合	多摩川	アユ、コイ、フナ、 ウグイ、オイカ ワ、ウナギ	1月1日~12月31日	平成15年9月1日~ 平成25年8月31日
内共第1号(神奈川県)	相模川漁業 協同組合連 合会	相模川	ヤマメ、ニジマス、イワナ、アユ、 ウグイ、オイカワ、フナ、コイ、ウナギ、テナガエビ	3月1日~12月31日 (アユ) 1月1日~12月31日 (アユ以外)	平成 15 年 9 月 1 日~ 平成 25 年 8 月 31 日
内共第2号 (神奈川県)	相模川漁業 協同組合連 合会	神の川	ヤマメ、イワナ、 ニジマスビ	1月1日~12月31日	平成15年9月1日~ 平成25年8月31日

資料:「東京都公報(増刊34)」(平成15年5月30日、東京都) 「神奈川県公報(第1445号)」(平成15年3月14日、神奈川県) 「川・湖のルールを守りましょう!!」

(平成25年6月現在、神奈川県環境農政局水・緑部水産課)

表 4-2-1-59 水源の分布状況

•	
地域	箇所数
川崎市	3
横浜市	5
相模原市	8
愛川町	5
清川村	0

資料:「水道水質データベース」

(平成25年6月現在、社団法人日本水道協会)

